

平成24年第1回紀の川市議会定例会 第3日

平成24年 2月29日（水曜日） 開 議 午前 9時29分
散 会 午前11時07分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（23名）

1番 榎本喜之	2番 室谷伊則	4番 川原一泰
5番 吉田隆三郎	6番 阪中晃	7番 松本哲茂
8番 上野健	9番 杉原勲	10番 高田英亮
11番 寺西健次	12番 堂脇光弘	13番 田代範義
14番 石井仁	15番 森田幾久	16番 井沼武彦
17番 今西敏文	18番 竹村広明	19番 岡田勉
20番 坂本康隆	21番 大森道夫	22番 亀岡雅文
23番 村垣正造	24番 西川泰弘	

○欠席議員（1名）

3番 原延治

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	橋口順	企画部長	東秀明
総務部長	竹中俊和	市民部長	北林佳高
地域振興部長	西本静代	保健福祉部長	藤戸敏成
農林商工部長	林信良	建設部長	阪口政弘
会計管理者	山本卓司	水道部長	今井辰巳
国体対策局長	奥谷敏夫	教育長	松下裕
教育部長	尾崎茂晴	総務部財政課長	森本浩行

○議会事務局職員

事務局長 永田博敏 議事調査課長 藤井節子

議事調査課課長補佐 岩 田 和 久 議事調査課係長 田 中 啓 吾

（開議 午前 9時29分）

○議長（西川泰弘君） おはようございます。

それでは定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

まず報告ですが、陳情その他の提出があり、お手元に写しを配付しておりますので、御確認ください。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（西川泰弘君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、10番 高田英亮君の一般質問を許可します。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（質問席） おはようございます。通告に従いまして、私のほうから1つ目は観光の振興とまちの活性化について、2つ目は分庁舎の有効利用について質問いたします。

1つ目の観光の振興とまちの活性化についてですが、この1月に和歌山市が阪和自動車道と歌山南インターチェンジを設置する方針を決めたとのこと。設置ができれば、紀の川市にとって、紀の川市の西部地域の発展につながると思います。このインターチェンジの利用が可能になれば、紀の川市のまちの活性化、観光の発展、住民の利便性の向上、産業の活性化、災害時の救援輸送時としての機能の向上が望めるものと思います。

そうならばいろいろな施策、受け入れ態勢の強化など整備事業を考えていく必要があると思うが、京奈和自動車道が通る、今造成中の打田北勢田第2工業団地に愛知県の中部抵抗器株式会社という企業の進出が決まりました。来年8月から操業開始するという3年間で地元雇用も100名ほど見込めると聞いています。このように設置の時期はまだ未定ですが、このインターチェンジを利用しての企業誘致なども積極的に行い、人口増加対策、紀の川市西部地域の発展のための計画を考えられると思われま。

また、観光振興についても、2月1日から観光イチゴ狩りが始まっています。訪れる客も、2月なのに、土曜日曜になれば1日200人ないし300人来て来ています。紀の川市にはめっけもん広場、粉河寺、桃源郷、貴志駅のたま駅長、青洲の里など魅力ある観光資源がございます。インターチェンジを利用して、1カ所にとどまらず幾つも回れるような、そしてお金を落としてもらえような観光ルートづくりを考えていってはどうかと思います。

それと、2番目の分庁舎の有効利用について。本年末で新庁舎が完成します。支所機能

は残していくという市長のマニフェスト、粉河支所は粉河庁舎で、ほかの支所は隣接の保健福祉センター等を利用すると聞いています。

それでは、今の各支所の建物をどうするのですか。旧庁舎を閉鎖する計画と聞いていますが、そのうちでも特に昭和56年度に建設された貴志川庁舎は耐震化は必要であるが、比較的新しく、貴志川のシンボルでもあり、観光客など尋ねて来る人の案内の起点としての役割も果たしています。閉鎖するには余りにももったいないような気がします。昭和56年度に建てかえられましたが、その前は木造の庁舎であり、田や畑の中のへんぴなところにあり、周辺にはなにもありませんでしたが、役所ができてから周辺に銀行ができ、スーパーマーケットや飲食店、コンビニなどができ、にぎわいを見せ、発展してきました。役所の役割というのは、こういうところにも見られます。役所が閉鎖になれば衰退は必至だと思われま

す。また、去年は多くの災害が発生しました。紀の川市も台風で大きな被害を受けました。そんなとき、河北には新庁舎が完成します。河南地域の災害対策本部としての機能を有する公共的な建物も必要と考えますが、せっかく発展してきたのを持続するため、何とか有効利用できないかと考えていますが、市民また職員の中でもよい知識、知恵を出していただいて、残せていただけたらなと思いますが、当局の考えをお聞きします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから和歌山市が阪和道に和歌山南インターチェンジを設置するという方針を決定したことによりまして、紀の川市西部地域のまちの活性化や観光の発展につながる事業を展開していく必要があるのではないかという議員の御質問のうち、和歌山市の和歌山南インターに関する部分について、隣接する紀の川市としての立場でお答えしたいと思います。

本年1月の和歌山市の地元新聞でも報道されていますように、和歌山市が和歌山南インターの設置方針を決定したと聞いてございます。現在のところ、その設置時期は未定で、設置場所もこれから検討されるということでございます。

和歌山市の調査結果では、このインターチェンジの利用圏域が紀の川市西部地域も含まれるということから、昨年11月末にインターチェンジ設置にかかる意見の照会が和歌山市のほうからございました。紀の川市としましても、幹線道路の機能向上、地域の活性化、災害時の輸送路の確保に加えて、産業、経済、観光面にも大きな効果が期待できるものとして、和歌山南インターチェンジの構想に賛同する旨の意見回答をしたところでございます。

今後もこのインターチェンジの早期実現に向けて、協力及び連携が必要と考えてございまして、市のそれぞれの部署でその効果について対応が求められると思いますが、今後、建設部では平池緑地公園の利活用なども考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 農林商工部長 林 信良君。

○農林商工部長（林 信良君）（登壇） おはようございます。それでは、高田議員の御質問の観光の振興とまちの活性化について、農林商工部としての御答弁をさせていただきます。

和歌山市の阪和自動車道に南インターチェンジが設置されることにより、議員御指摘のとおり、紀の川市の西部地域の発展につながり、またこのことは観光振興の面で大きな起爆剤になると考えてございます。

現在、紀の川市へ高速道路を使って訪れる観光客は泉南インターチェンジから岩出市に入り、打田、粉河、那賀方面へ、また桃山、貴志川方面に向かっていることから、貴志川地域への動線が希薄であると感じてございます。この南インターチェンジが設置されることにより、直接貴志川地域に入ることができ、西から東への動線が確立され、貴志川地域はもとより、紀の川市全体の観光の発展に寄与するものと考えてございます。さらに、京奈和自動車道が完成すれば市内に点在する観光地がループ状につながることなど、観光面で大きな期待が持てることになると思っております。

しかし、交通面が改善されても観光地としての魅力がなければ、集客はできないことから、さらなる魅力アップを図り、お客様の満足度を高め、紀の川市へまた行ってみたいと言ってもらえるような取り組みが必要であると思っております。

貴志川地域には、四季を通じて楽しめる平池緑地公園、花見でにぎわう大池遊園、貴志川の特産のイチゴ狩り、ほたるのきしべの里、そしてたま駅長でおなじみの和歌山電鉄の貴志駅、その中のたまカフェでは地元の季節の果物を使ったジュース、そしてまたこの3月からスイーツなども販売されることになっております。また、貴志川線活性化と周辺の共存共栄を図る仕組みづくりとして、NPO法人地域の風研究会が各種団体と共同で事業を行う「たまステーションを中心とする『まち・自然資源』活性化プロジェクト」も新しい地域活性化の1つとして動き出しておられます。

このような、紀の川市にはほかの地域にはないたくさんの魅力ある観光地や地域活性化のための素材がたくさんございます。これらを点ではなく線として、また紀の川市全体を面としてとらえ、観光ルートづくりを構築していくことにより、紀の川市に大勢の観光客が訪れ、同時に地域の活性化につながると考えてございます。

観光協会でも「おもしろいな紀の川市」と銘打って、春と秋に体験日帰りバスツアーを観光モデルルートづくりの一環とした取り組みも行っていただいております。今後、農業の6次産業化取り組みや食育のまち宣言など、紀の川市の魅力と地域の特性を生かし、農業、商業、工業、観光の振興と地域の活性化につなげられる施策を構築してまいりたいと考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） おはようございます。高田議員の2つ目の御質問の

分庁舎の有効利用のお尋ねについてお答えさせていただきます。

現在、活用している各分庁舎とも昭和30年から昭和50年代の建物でございます。粉河分庁舎は昭和32年築、昭和39年築、那賀分庁舎は昭和47年築、桃山分庁舎は昭和49年築で、この3分庁舎については昭和48年耐震基準以前の建物であり、一番新しい貴志川分庁舎でも昭和56年築の建築物で、昭和57年以降の新耐震基準に適用しておらず、耐震性や施設整備に課題が残っていること、また維持管理経費削減の必要性から、新庁舎完成後は粉河分庁舎の一部を除く現行各分庁舎については、各支所の移設工事が終わり次第、分庁舎としては閉鎖する方向で考えてございます。

また、閉鎖後の庁舎につきましては、有効的な利活用の検討を経まして、その方向が見い出せない場合は取り壊しを行い、用地については借地の返却を行い、市有地についてはまちづくりなどのあらゆる視点に立った新たな活用方法を見出してまいりたいと考えてございます。

議員おっしゃる貴志川支所の有効活用につきましては、現有庁舎の中で最も新しく、まちづくりの観点から、あるいは地域活性化、防災面などの観点で有効活用できるのではないかと最善の方法を尽くすようにとの御指摘であろうと解してございます。引き続き、耐震工事費用、維持管理経費等費用対効果を勘案しつつではありますが、知恵を絞ってその利活用を検討してまいりたいと考えてございます。

また、分庁舎の具体的な利活用について、今後アドバイスをいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（質問席） ただいま、建設部長、それから農林商工部長、総務部長から答弁をいただきました。

その中で、建設部長から今後、建設部では平池緑地公園の利活用なども考えられると答弁されました。その平池の件ですが、昨年は貴志川、諸井橋から平池に移して行ってくれたイルミネーション、実行委員会を立ち上げ、中学生や高校生が創作に参加して、立派なイルミネーションができ上がりました。市民ボランティアの方、また建設部都市計画課の職員はじめ市の職員の方々が、準備から後片づけまでボランティアで頑張ってくれました。

平池ですので、水面に映るイルミネーションの景色が非常に美しく、訪れる人に感動を与えていました。はじめは災害の年であるし、節電をしなくてはと随分気を使っていました。点灯時間も午後5時から8時までとし、LED球を使っただけの催しでした。でも、ひとときの間でしたが、市民の憩いの場所として心をいやしてくれました。市民の中には、遠くの親類に写真を送ると見に来てくれたと自慢して喜んでいました。これからも続けてやってほしいという声が多く、継続できたらなと思っています。

そこで、継続するためには少しでも応援をしていって、まちの活性化を図っていけたら

と思いますが、どうですか。建設部長、御答弁お願いします。

○議長（西川泰弘君） 建設部長 阪口政弘君。

○建設部長（阪口政弘君）（自席） 平池の緑地公園につきましては、観光振興や世代間の交流の創出を目的に、大賀ハス園や噴水等整備を行いまして、魅力の向上に努めているところでございます。

今回の平池のイルミネーションにつきましては、平成22年度では平池緑地管理運営委員会の主催で、小規模ながらイルミネーションを開催してございまして、翌年、平成23年度ではきしべの里公園から平池に場所を移し、商工会、運営委員会、また小中高生の貴志川イルミネーション実行委員会によりまして「貴志川イルミネーション2011」を開催したところでございます。開催期間中には、市内外から訪れていただきました約3,000人を超す人々にぎわって、夜のイベントとしては大変好評でございました。

今後の平池イルミネーションへの取り組みにつきましては、和歌山電鉄、またNPOの方々に呼びかけをいたしまして、規模の拡大や、またさらなる魅力の向上を目指しながら観光振興の活力として、一翼を担ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ありませんか。

10番 高田英亮君。

○10番（高田英亮君）（質問席） それでは市長にお尋ねをいたします。

3回目ということで、私が平成22年12月議会で質問いたしました、阪和自動車道（仮称 和歌山南インター）早期実現のため、積極的な働きかけをという件でございしますが、合併前、市長が町長るとき、「活気あるまちづくりをするためには大阪都市圏としての位置づけを生かして、産業の振興、利便性の向上など町民生活の向上を図っていかねばならないと思う。県道和歌山橋本線、貴志川バイパスと吉礼バイパスが開通したときに、森小手穂付近にインターができれば一層の発展が望まれる。インターができることにより、貴志川から京阪神への行き来にも便利になり、生活の利便性の向上や町内産業の一層の活性化を図るためにも欠かせないものであり、関係市町と協力して早期実現のため、積極的に働きかけていく必要性を感じるが。」という質問に対し、「我がまちにとって大阪圏、また関西国際空港へのアクセスとして、ぜひともインターチェンジの設置は必要と考えている。今後、和歌山市、県と連携を取りながら運動を進めてまいりたい。大きな人口をもつ和歌山市の運動が実現に向けての最大課題であると思われる。和歌山市とともにこの解決に向けて、一生懸命頑張ったい。」と答弁されています。

この前の私の質問で「この件は合併後どうなっているのですか。まだ継続されていますか。継続されているとなると、今現在、どうなっていますか。」との私の質問に対し、市長は「森小手穂インターの話は消えていませんし、私は前々からこの夢は捨てておりません。先立って、その小手穂周辺の図面をさげて東京に行ったいりました。和歌山出身の道路の技官であった谷口さん、国土交通省の顧問として在籍されており、和歌山県選出の

国会議員の先生とともに、その陳情を申し上げてまいりました。和歌山県の道路部長として出向、国土交通省から出向されておった加ノ部長が今、近畿整備局の道路部長として栄転されており、この方を中心にこのインターについて検討していこうということで、前向きな回答をいただいている。以前であると大々的なインターチェンジについては厳しいという返事であったが、今ETCという比較的簡単、和歌山北インターのようなインターチェンジが可能であるという中で、今後運動を展開していくことによって、和歌山市にも力を入れていただき、紀の川市の西部地域の発展につながるインターとして頑張っていきたいと思っている。」との答弁でした。

そして先月、和歌山市がインターチェンジを設置する方針を明らかにしたと報道されました。おもてには出ていませんが、国、県、和歌山市に対する太いパイプを持っている市長が、連日のように積極的に働きかけをしていただいていた結果だと私は思っております。

阪和自動車道と和歌山南インター（仮称）ができれば、和歌山橋本線、紀の川市の西部の玄関口として重要な役割を果たす道路であるといえます。紀の川市の発展のために、早くインターが設置できるよう、また場所も森小手穂交差点付近が有力といわれていますが、ぜひとも紀の川市にとって、一番便利な森小手穂交差点付近の設置をさらに強力に働きかけていく必要があると思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

それから、合併して6年余りになります。河南地域の施策が少ないように思われます。市長は、合併当時からバランスの取れた市政をとることを口にしてきました。逆バランスにならないように、紀の川市全体が発展していけるよう考えていただきたい。

分庁舎の件ですが、旧貴志川町は平成元年に「生涯学習のまち 貴志川町」の宣言を行い、また紀の川市発足後も平成19年に「生涯学習のまち 紀の川市」宣言を行うなど、積極的に生涯学習推進に取り組んできたまちであります。地域を衰退させることのないよう、そういう方面からも英知を絞って有効な利活用を見出していきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

そして最後に、平池のイルミネーションの件についても一言お考えをお尋ねいたします。
○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 高田議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

事務的に各担当部長から説明があったわけではありますが、1点目の阪和自動車道の南インター、これは旧貴志川町時代から、私は海南に2つのインターがあって、何で和歌山市に1つしかないのかなということから、北インターができましたけれども、北インターができる以前から小手穂周辺のインターチェンジについて、要請をしておりました。

その当時は、今御質問の中で高田議員が言われましたように、最近ではETCという比較的面積も少なく、また工事の面でも安くできるそういう北インター、ごらんとおりであります。そういうインターができるようになりました。そういうことで、前々から県、市と一緒に頑張って頑張ろうという相談をしながら、国へ要望しておりました。

そんな中で、私は場所はやっぱり和歌山市であります。紀の川市管内にできるインターじゃないわけで、和歌山市に腰を上げてもらう、そして県も一緒になって頑張ってもらおうということが大事であって、ようやく和歌山市も北ができ、今度は南ということになってまいりました。

ただ、議員も御承知かと思えますけれども、都市計画道路として南港山東線ということで、今、竈山神社付近をずっと南下してくる道路があるわけではありますが、県はなかなかこれをどういう方向に位置づけ、どこまで結ぶのかという明確な回答がまだないわけでありまして、今の小手穂の状況を見たときに、旧和歌山市のごみ処理場があった東高校の南側あたりになる可能性もあるのではないかなと私は思っておりますし、何も決定したわけではないわけではありますが、そうなりますと紀の川市からの今度できる南インターに結ぶアクセスをどうしていくかといろいろな総合的な判断の中で、この南インターの位置づけというのは考えていかなきゃならないなと思っておりますし、もちろん近畿整備局や国土交通省のほうには強く要望いたしております。

ただ、政権交代後、コンクリートから人へという状況の中で、京奈和自動車道の予算も縮小され、なかなか前と同じような予算の位置づけができない。そんな中で、特に経済が低迷している状況の中で、相当頑張っていかなければ、採択されてもなかなか進みにくい状況にもあることも事実でございます。

議員各位にも御協力をいただきながら、紀の川市として今後、この南インターについての取り組みは一生懸命頑張っていきたいなと思っております。

次に、紀の川を挟んで南北に分断されておるわけではありますが、北と南のバランス、そういう話でなかったかと思うんですが、私は合併した以上、どの地域も立地の状況の違いでやりたくてもやれない状況の地域もございます。比較的、貴志川地域はこじんまりとした僻地もない恵まれた地域であって、ほかの4町に比べては進んでたとかどうとかというよりも、やりやすかったという面があったのではないかなと思います。

そういうことで、ほかの地域はおくれてるわけではないですけども、バランスの取れた紀の川市をつくっていくということを、まず念頭に進めてきたつもりでございます。議員各位も同じ気持ちではないかなと思います。しかし、河南をほうりっ放しで河北ばかりやってるとかそういうことじゃございませんので、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

今後とも、全般を見すえながら、順次的に計画的に住みよい安全安心な紀の川市にしていく必要があるのではないかなと思っております。

次に、生涯学習の問題であります。紀の川市が旧5町の中で一番、また近畿でも和歌山県でも一番トップに生涯学習を平成元年に宣言をし、進めてきたわけではありますが、生涯学習というのは学校の勉強じゃないわけで、市民、町民の皆さん方がふるって参加をすることによって、じぶんたちがいろいろと趣味、スポーツ、奉仕等々あらゆる面で頑張っていこうという取り組みであります。お金とかそういう問題だけではなく、市民がいろ

いろより合って、お互いじぶんの得意、経験のない方でも指導者のもとに、生涯いろいろと楽しく過ごせる一つの学習の場として頑張っていこうという取り組みであります。

市として生涯学習については最重点課題として、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

最後に、平池の公園の問題であります。貴志川の河川敷からことし平池に移された。商工会はじめ、ボランティアでお手伝いをいただく皆さんは大変であったと思います。高校生、中学生まで参加をしていただいた。また、保育所も参加していただいたこととあります。これこそまさに生涯学習の一つで、みんながせっかく立派な公園ができたところに、もう一つイルミネーションをと。

そんな中で、私は1つの案として、貴志川の屋形船が中心になりましたけれども、あれを平池に浮かべることによって船からイルミネーションを見てもらえるような取り組みもできたら、非常に喜んでもらえるのではないかなと、ことし思いました。いろいろとそういう意味で、一人でも多くの皆さん方に喜んでもらい、またよって来てもらえるような平池の公園にしていかなきゃならないです。これは、貴志川だけの公園ではないわけで、貴志川飛鳥かと言われるくらいのいろいろ古墳もあるわけとあります。まさに生涯学習の一環としてこれらに取り組んでいく必要がありますが、予算だけが継続のためのものではないということも御理解をいただく中で、皆さん方と一緒に取り組んでいけたらなと思っておるところでございます。

○議長（西川泰弘君） 市長、貴志川の分庁舎の問題。

○市長（中村慎司君）（自席） 各支所の分庁方式が変わるわけとありますが、議員仰せのとおり、4つの支所の旧役場、もったいないといいますが、見た目でもわかるように、貴志川の元役場が何とか再利用できないかとだれしもが考えることだと思います。

何に利用できたらなというところまではいってはおりませんし、やはり昭和56年の建築という中で、1年違いのことで今の耐震の基準に当てはまっておらないという中で、どれだけの耐震補強が必要か。目的として、何に活用できるかということは、今後議会の皆さんとも相談させていただきながら、有効利用できるものについては整備ということで御理解をいただきたいなと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、高田英亮君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 次に、1番 榎本喜之君の一般質問を許可いたします。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（質問席） おはようございます。議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

平成25年1月に新庁舎が完成をいたします。役所に来るたびに工事現場を見ておりますと、何だかわくわくするような気持ちで眺めております。そして、その庁舎が完成後、ようやく本庁方式の紀の川市行政がスタートいたします。今まで分庁方式で行われてきた

ものが、ようやく1つの場所に集まるということになります。新庁舎完成後の支所機能については、サービスの低下を招かないようにすることですけれども、現在の支所はどのような業務を取り扱っていますか。また、新庁舎完成後はどのようにする予定なのかをお聞きいたします。

○議長（西川泰弘君） 地域振興部長 西本静代君。

○地域振興部長（西本静代君）（登壇） おはようございます。榎本議員の質問にお答えをいたします。

支所の業務内容についてでございますが、現在、市では合併当初から分庁舎方式をとっており、各分庁舎には保健福祉部、農林商工部、建設部、教育部、本庁ではそれ以外の各部署が配置されてございます。それぞれの分庁舎では支所を置き、体制としては粉河支所は13名、那賀支所は10名、桃山支所は11名、貴志川支所は13名、地域振興課は9名で、鞆淵出張所3名を含めて全体で59名での業務を行っております。

業務内容といたしましては、各分庁舎に配置されていない部の窓口業務を行うと同時に、区長会、日赤関係、単位民児協などの団体の事務も行ってございます。また、地域におけるさまざまな問題に対して迅速に対応し、市民ニーズにこたえられるサービスの提供を行い、災害時における情報収集の機能を担っております。

現在、新庁舎完成後に向けて、支所間での業務内容のすり合わせを行っているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） 榎本議員の2つ目の御質問の新庁舎完成後の支所において取り扱う業務について、お答えさせていただきます。

現在、平成25年1月運用をめどに新庁舎建設業務を鋭意進めているところでございますが、新庁舎完成後は分庁方式を廃止し、本庁に機能が集約することになります。しかし、支所はその地域の市民の皆さんにとって最も身近な市の窓口であること、また災害時における地域の情報収集の役割や区長会、民生関係、日赤関係等をはじめ市民との協働のまちづくりの地域窓口という大変重要な役割を担っております。そのため、支所の取扱業務につきましては、新庁舎竣工後においても必要とされているサービスを提供できるよう、原則として現状の機能を維持する方向で進めをいたしているところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（西川泰弘君） 再質問。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（質問席） 再質問をさせていただきます。

分庁方式の廃止に伴いまして、各支所とも同居していた部署、例えば那賀支所でありますと保健福祉部の関係の仕事がその支所に対して、窓口業務が残るということで、実質、業務がふえるのではないのでしょうか。その上、今後職員数を減らしていく中、支所の取り

扱い業務の内容など、さらに検討してはどうでしょうか。

長期総合計画には、証明書等自動発行機を平成24年度に2台設置とありますが、これは実施されるのでしょうか。また、今ではコンビニを利用しての自動交付の方法もできております。これも検討されていくのでしょうか。

支所だけでなく、旧の各町には教育部関係の施設があり、職員が配置されております。学校施設を借りるのは支所、生涯学習センターなど生涯学習施設を借りるには生涯学習センターなどで分かれております。電子化の導入や取り扱い業務の内容の見直しによって、住民サービスの著しい低下を招くことなくできるのではないのでしょうか。

また、打田地区の窓口についてはどうなるのでしょうか。本庁のできる打田地区は、当然のごとく各課の窓口となる支所業務はなくなるでしょうが、区長会をはじめ各種団体の担当としての分室の機能はどうなるのでしょうか。

2回目の質問とさせていただきます。

○議長（西川泰弘君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（自席） 再質問にお答えさせていただきます。

現在、分庁方式のもとでは、例えば、議員おっしゃりますように那賀分庁舎の場合は、保健福祉部と那賀支所が同分庁舎で業務を行っているため、那賀支所においては保健福祉部の業務の取り扱いを行っておりません。同じく粉河支所、桃山支所、貴志川支所においても同庁舎で業務を行っている各部の業務については、行っていないのが現状であります。

しかし、新庁舎完成後は現在、4分庁舎でおのこの業務をしている4部、農林商工部、保健福祉部、建設部及び教育部については、本庁に機能が集約することによりまして、各支所に同分庁舎で業務をしていた部の業務の一部を担当することとなってまいりますので、業務に支障がないように、おのこの支所について必要な体制をとっていかねばいけないと考えてございます。

また、市民の方々の利便性を高めるため、一例として御指摘がございました学校施設等の使用申し込み等も含めまして、この機会に支所業務とそれにかかる本庁の事務分掌の再確認作業を進めてまいりたいと考えております。

それから打田分室につきましては、本庁にあるため、新庁舎完成後は本庁に機能が集約することで当然ながらその業務内容がかわってまいります。区長会、民生関係、日赤関係等をはじめ市民との協働のまちづくりの地域窓口という部分は、引き続き必要となってくると思いますので、支所を統括する地域振興部門のあり方を打田分室の機能のあり方とも含め、組織機構の見直しの中で検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 市民部長 北林佳高君。

○市民部長（北林佳高君）（自席） 榎本議員の2回目の御質問で、長期総合計画に証明書等自動交付機を平成24年度で2台設置するとあるが、実施するのかということと、コンビニ交付についての参入はということでございます。

御存じのように、第1次長期総合計画におきまして「各種証明書等の自動交付につきまして、住民サービスの向上を図ることを重視します。」と位置づけ、中間目標値でございます平成24年度に2カ所、それから平成29年度までに3カ所に設置するという計画を立ててございます。これにつきましては、将来的な各支所のあり方を視野に入れた中での証明書等自動交付機の設置を計画したものでございます。

そうしたことから、平成21年度より設置に向け調査、検討を行ってきたところでございますが、証明書等自動交付機については、平日業務時間内に市役所に窓口に来ることのできない市民に対し、休日及び夜間の利便性の確保、窓口事務の軽減等において非常に有効であると考えてございますが、導入費用、保守費用ともに高額になることから、費用対効果の面で具体化できていないのが現状でございますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、コンビニ交付機への参入はどうかということでございますが、コンビニエンスストアでの端末を利用いたしまして住民票の写し等の交付を行うもので、現在、コンビニ事業者のうち1社、セブンイレブンと聞いてございますが、実施していると聞いてございます。これにつきましては、総務省がコンビニ交付の制度を打ち出した際、各店舗に設置された端末機の更新時期と重なったため、当該業者が対応した端末を導入したことによるもので、他の事業者につきましても、今後、端末機の更新にあわせて対応を図っていくものと考えられます。

コンビニ交付を導入すれば、同一業者であれば国内全域で証明書の交付が受けられること、専用の端末機が不要なこと等の理由から、将来的にはコンビニ交付が浸透していくものとの見方もございますが、今後、慎重に検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ありませんか。

1番 榎本喜之君。

○1番（榎本喜之君）（質問席） 3回目の質問をさせていただきます。

市長は、現在の住民サービスの低下を招くことのないよう支所機能を維持するとおっしゃってございました。また、総職員数の減少などにより、今のままの支所機能を維持していくのが困難になってくるときが、いずれ来ると思います。それならば、新庁舎建設のこの際に、大きく見直してはどうでしょうか。極端な考えかもしれませんが、例えば、貴志川と那賀では今のような業務を担当し、桃山と粉河は機能を縮小するなどはどうでしょうか。距離的に極端に遠く不便になるということもいえないと思えますし、それに合わせたコミュニティバスの運行などをしていけばよいのではないのでしょうか。

紀の川市として合併したのですから、一体感を実現していくためにも、今後の厳しくなる財政を見ても、新庁舎での業務開始に向け、この時期に検討してはどうでしょうか。

市長も現在の支所の維持には大変無駄な経費がかかるとおっしゃられたわけで、そのた

めにも庁舎建設を当初計画より前倒しにしてきたのでございますから。新庁舎になると施設の維持費などの無駄は大きくカットできるかもしれませんが、現在、60名近くいる支所業務等に従事する職員は、打田地区を除き、実質、仕事量がふえる中、人員を減少させていくことは難しいと考えます。

長期総合計画の後期基本計画の策定のこの時期に、紀の川市の将来像、あるべき姿を想定し、支所のあり方についても検討してはどうでしょうか。一層の電子化の導入、地域をよく知る職員の配置、現在、各部署で将来を見据え、統合民営化などを進めている部署もでございます。実際に窓口を担当している職員等の意見を十分聞くなどすれば、よりよい方向性が出るのではないかと考えます。市長の考えをお聞かせください。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 榎本議員の新しく新庁舎ができるに伴い、各分庁舎方式で行ってきた旧4町の支所機能のあり方、私は常々、支所は残しますと。そんな中で、日常業務に支障をきたさないようにということだけを申し上げてまいります。

日常業務というのは、幅はどこまであるのかということにもなると思いますし、今、貴志川に住んでる人は教育委員会、生涯学習等に御用のある人は一番世話ないわけで、また、那賀に住んでる方は保健福祉のことに用事のある方は近くていいんですが、いろいろと本庁方式になるということの中では、多少の御迷惑、支所機能は残しますが、本庁に行ってもらわなければならないことが出てくると思います。そこらを榎本議員は、本庁を中心とし、また一番西、一番東等々を充実する中で、いろいろ検討してはどうかという御意見。

基本的には先ほど申し上げたように、日常の業務に支障をきたさないようにということを中心として、どこまで職員を配置しなくては皆さん方にサービスの欠くことのないようにできるかということも踏まえて、今後、来年1月、新庁舎完成までにはいろいろと議会の皆さん方にも相談させていただきながら、私はコンピューターあんまり好きじゃないんですが、災害が起こったら持てるようになったんで、好きじゃないんですが、時代の流れで取り組んだらと。

コンビニ等々の証明書、税の振り込み等々も話がございましたけれども。コンビニに行ったついでにということであろうと思うんですが、貴志川でいえばコンビニのはたに貴志川の支所にあるわけで、いろいろとどのコンビニも受けてくれるというのであれば、また違いも出てこようと思いますが、そこらあたりも含めた中で十分検討させていただきながら、進めをしていかなきゃならない。

また、市民の皆さん方にはいろいろとそれでもうええよとか、サービスが低下したとかいろいろ御意見が出てくる可能性はあると思っておりますが、できるだけサービスを低下させないように皆さん方と一緒に考えてまいりたいということで、今のところ御辛抱いただきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、榎本喜之君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） ここでしばらく休憩いたします。

再開は10時40分といたします。

（休憩 午前10時22分）

（再開 午前10時40分）

○議長（西川泰弘君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○議長（西川泰弘君） 次に、14番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。今回は、障害者施策についての質問です。

障害者施策は、かつての措置制度から利用契約制度へかわり、応益負担の考えに基づく自立支援法ができてからも改定が続いてきました。自立支援法が定めた応益負担に対しては、当事者や障害者団体からその問題点として障害を自己責任とし、生きるための支援に利用料を取ることを改めてほしいと強く主張されてきました。

この間、自立支援法の違憲訴訟団と国の和解により、政府は障害者自立支援法の廃止を決め、これまでに内閣府の障害者制度改革推進本部で当事者を交え、自立支援法にかわる新法を制定していく議論が行われてきています。この新法については、自立支援法違憲訴訟団と国との間で交わされた基本合意文書に基づき、障害者権利条約を批准できる内容であることを前提に議論がなされてきました。

しかし、通常国会に提出されるとされる厚生労働省案は、民主党政権が公約していた障害者自立支援法の廃止ではなく、同法の名称を変えるという改正にとどまり、これまでの議論をほごにする内容となっています。このことに対して基本合意文書や障害者権利条約に基づいた制度改正となるよう、当事者や障害者団体が強く求めているところです。

自立支援法の廃止に向けては、この間、平成22年12月に新たな法制度を策定するまでのつなぎ法として、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が成立しています。いわゆる改正自立支援法です。この法律の施行時期は3つに分かれていますが、今年度4月から施行される事項が多く、特に障害児分野では大きくかわることになります。

改正自立支援法は、発達障害が施策の対象であること、このことが明確化されたことやグループホーム、ケアホーム利用の際の助成の創設、重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化と当事者の要求が反映されている面があるものの、応益負担が残されているという問題点があります。

そこで、今回の質問ではこのつなぎ法、改正自立支援法施行に伴う紀の川市の対応につ

いて質問をいたします。

まず1つ目は、それでも残る応益負担分、利用に伴う自己負担分を市としてさらに軽減を図ることについてです。政府はこの法改正で応益負担を応能負担にかえたと説明をしていますが、その一方で応益負担の仕組みを残しています。これは改正法のもとで、応能負担額よりも応益負担1割のほうが低い場合は1割負担を優先させるというもので、現在より負担は軽減されるというものの、かつての応能負担のときにはほとんど自己負担がゼロであったことを考えると、依然として障害のある人が普通に暮らすのに必要な支援に自己負担を求めているという問題点があります。この負担の軽減をさらに進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

2点目は、障害児支援についてお聞きをいたします。

まず、児童デイサービスが児童福祉法に戻ることや、通園施設の一元化や実施主体の市への移行等の再編で、これからの障害児支援はどう変わることになるのでしょうか。これまで県が行っていた通園施設の支給決定を市が行うこととなります。行政責任でこれまでどおり行われるのか。また、支給決定の方法、根拠はどうなるのかについても合わせてお尋ねをいたします。

さらに障害児分野では、新たに保育所等訪問支援が行われることとなります。この事業と、現在行われている市の発達相談員の保育所での支援活動との関係はどうなるのかお聞きをいたします。

3点目は、相談支援体制の強化が図られるとされていることについてです。現行の相談支援事業からどう変化するかお聞きをいたします。

4点目は、視覚障害者の移動支援についてです。同行援護として個別給付化されていますが、視覚障害のある方から「きょう申しこんで、あした利用できるとは限らない。」という声を聞きました。必要な支援が当事者の求めに応じて利用できる状況になっていないのでしょうか。現在の同行援護の状況はどうなっているかお聞きをいたします。

障害者制度が当事者の立場に立って前に進むのか、自立支援法の手直しで済まされるのか、国政では大きく動いてる中で、紀の川市の障害者施策が後戻りせずに障害児者とその家族に寄り添った対応をしていくのかが分かれ目にもなってくるので、今回、この質問をいたしました。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（西川泰弘君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（登壇） それでは、私のほうから石井議員の障害者施策につきまして、順次答弁させていただきたいと思ひます。

つなぎ法の施行ということで、法律がかわっていくことについての御質問でございますが、障害者自立支援法にかかる新法へのつなぎ法への紀の川市の対応でございますが、障害福祉サービス利用者負担につきましては、平成24年4月から法的にも応能負担であるということが明確化されるわけでございます。しかし、月額の利用者負担額の上限額が定

められておりました、所得階層によって無料、9,300円、3万7,200円ということとで3段階になっております。現状でも、既に95%以上の方が無料となっております。残りの世帯でもほとんどの方が次の階層でございます。

また、障害児につきましても無料と4,600円、3万7,200円。ちょっと真ん中のところで安くなってるんですが、これでも無料の方が18%、あと残りの方はほとんど次の階層となっております。

そういうことで、現状でもかなり負担額が少ないということがあります。負担いただいている方が、逆に言えば非常に少ない状態でございますので、地域支援事業についても同様の利用者負担となっております。このことから、これ以上の軽減策というのは今のところ考えてないので、御了解をいただきたいと思っております。

次に、障害児支援について、児童デイサービス、通園施設の支給決定等々のお話でございましたが。児童デイサービスが児童福祉法に戻るという問題で、実施主体の変更についてでございますが、児童デイサービスは現在、障害者自立支援法の中にありますが、児童だけが利用するサービスということで、国では児童福祉法に移行したと、変えたということでございます。

障害児支援につきましては、早期に専門的な支援が求められます。障害児と位置づけられる前から支援が必要とされることから、発達支援の段階から支援すべく対応したいと考えております。

また、障害児を対象とした施設、事業につきましては、現行におきましては施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づく状態で実施されておりますけれども、今回の法改正により自立支援法に一本化され、障害種別に分かれていたものを通所による支援と入所による支援に分けて、それぞれ一本化されることとなります。

通所による支援については、身近な支援で支援を受けられるようにと実施主体は市になります。入所支援については、今までどおり県が実施主体となります。現在の紀の川市の障害児支援につきましては、既に乳幼児の検診時に発達障害などのおくれが見られる方の児童の保護者に対して、早期に療育支援を行い、児童デイサービスへとつなげていっております。制度は変わりますが、現在の療育支援を壊さないように制度の中で対応を考えて、今後も進めてまいりたいと思っております。

今回の改正によりまして、障害児通所給付費の事務につきましては、県から市に移管されます。事務処理に当たりましては、基本的に障害者自立支援法の介護給付費にかかる事務処理要綱に沿って行うことになる予定でございます。支給決定につきましては、障害児の保護者の居住地に申請することになりまして、支給決定を行う市町村が障害児の通所支援の実施主体となります。費用の支弁などを行う市町村の責任で行うこととなります。

次に、御質問のあった保育所等の訪問支援という部分につきましては、保育所などを利用している障害児の方や、これから利用する予定の障害児の方が保育所などにおける集団生活の適応のため、専門的な支援が必要とする場合に、障害児の保育を行っている保

育士に支援方法等の指導を行っていくということでございます。専門員を派遣する支援ですので、この訪問支援は保護者からの希望に基づく個別給付となります。

現在、市の発達相談員による保育所への支援は、発達相談を実施する前に保育所集団の障害児の様子を観察するために、保育所訪問を行っております。発達相談には障害児と保護者、市発達相談員、保育士のもと、障害に応じて行っております。新しい制度を有効に利用していただくように、関係機関と協議も進めながらやっていきたいと思っております。

次に、相談支援体制の強化が図られるとされるが、現行の相談支援からどうかわるのでしょうかという御質問でございますが、現在、市は相談支援事業を麦の郷紀の川・岩出支援センターに委託して相談支援を行っております。平成24年度においても委託する予定でございますが、今までと変わらない相談支援ができると考えております。

また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行うことのできる基幹相談支援センターというのを設置できることになっていますが、支給決定のプロセスの見直し等により、今後、障害福祉サービスを利用するすべての利用者について、サービス等利用計画を立てていかなければなりません。このことから、相談支援体制の整備を3年間で段階的に拡大して、平成26年度までに、すべての利用者についてサービス利用計画の作成ができるように求められています。今後、他市町村との動向や関係機関の調整も必要と思いますので、進めてまいりたいと考えております。

最後に、視覚障害者の移動支援ということで、「きょう申しこんでも、なかなか。」というお話がございましたが、これにつきましても、どのサービスも利用者と事業者との間で利用契約を結んで、利用計画に基づきサービスを受けていただいているというのが原則になっています。緊急な場合は、事業者にも相談しても対応できないという場合につきましては、市に連絡をいただければ他の事業者等も探すなど、調整をさせていただいていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 再質問ありませんか。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 石井です。再質問させていただきます。

答弁をいただきました。特にこの4月からということですので、児童の部分でかわることですので、先ほども答弁で今までどおり保健師さんの乳幼児健診、そこから療育につなげていくということはこれまでどおりやっていきたいと答弁いただいております。このことが、僕はすごく大事だと思っております。生まれてきた我が子の育ちを一番に望んでるのが親で、その子に気になる場所、また障害があるということになると、そこを気づかせてフォローをしていくという部分では、保健師さんが大きな役割を担っていると思います。その入り口が民間で利用計画書をつくってということになると、その子のことを本当にわかった人が利用計画書をつくっていくのかという部分で、わからないままに、あるいは障害児支援にかかわったことがないところが計画書をつくるということが起こるのではないのかなと思っております。

というのは、すべての障害者に利用計画書をつくるというと、物すごく膨大な量になります。手帳を取得されてる方の数字を見ますと、身体の方、精神の方、療育手帳の方合わせますと、数千人規模になりますね。1級、2級、3級という規模で見ても2,000人から3,000人という数字になりますので、大きな現場にとっては大きな変化で、一人一人にその人に合った利用計画を立てていくという作業というのは本当に大変で、でもだれでもできるものではなくて、その子のこと、その人のことがわかった人が対応していくというのは本当に大変で、この3年間で拡大していくということですが、その部分が心配があるところです。

幾つか続けてお聞きしたいんですけれども、まず児童の通園施設、保育所ではなくて療育を担う通園施設の支給決定を紀の川市が行うということで、今、紀の川市には桃山町にあるひまわり園が通園施設としてあるわけですが、ほかの自治体からもひまわり園には通われていると。これまでは県が広域的な調整を担って、支給決定していたわけですが、それぞれの自治体が支給決定をするとすると施設も定員がありますし、広域的な調整をどう行うのかという心配がありますので、その点をお聞きしたいと思います。

それから、保育所等訪問支援についてですけれども、これまでどおり発達相談員の訪問支援というのは継続されていくのかということ、それからここでも本人の申し出によって訪問支援が行われるということなのですが、まだ我が子の障害を受け入れていくには時間といろんなフォローがいるお父さんお母さんに対して、あなたが申請をなささいという形で迫るといことが、実際現場でそれができるのかなという不安もありますので、市としての役割、今まで保健師さんが担っていたところをどうされるのか、改めてお聞きしたいと思います。

それから3点目ですけれども、先ほど少しふれましたが、利用計画書、膨大な量になるということで、具体的に利用計画書をつくるというのは、相談支援専門員という方がつくるといことになるんですが、それを担う機関、行政としてどうかかわっていくのか、市の責任で市の職員も利用計画書をつくっていくという作業がいつてくるのかなと思うんですが、その点もお聞きしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 答弁を求めます。

保健福祉部長 藤戸敏成君。

○保健福祉部長（藤戸敏成君）（自席） それでは石井議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、広域的な利用調整というお話がございました。この辺につきましても、正直、国につきましても、まだこの法律が最終決定したわけじゃございませんし、正直、先ほども申し上げましたように3年間で随時進めていきなさいということは、当然、その間のつなぎを今まで同様の市の支援体制を維持しながらやりなさいと我々は理解しておりますので、今後、情勢を見ながら各自治体、関係機関とも調整しながらやっていきたいなと思っております。

次に、本人に対する保育所訪問支援のお話やったかなと思うんですけども、保育所の訪問支援につきましては、障害児に対しては集団生活の適応のため、訓練スタッフを配置して、今後指導していきなさいよという形になってるかと思うんですけども。そのスタッフをどこの事業所からどう配属していくのかということも、今後の事業所等の育成という部分も関係してくるのかなとも感じます。

そういうこともありまして、特に議員の御心配いただいております、保護者が「まだ正直障害児と言ってほしくないよ。」、あるいは「まだうちの子、そんなに発達がおくれないよ。」ということで受け入れがなかなかできない、心の中でも受け入れができないという保護者の方がたくさんあります。そういう方々に対して、そんならサービスを受けなさいよと言っても「私病気じゃないのにお医者さんへは行けません。」という人と同じで、なかなかそのサービスを御本人が希望されない。そういう方々にほっといたらいいんかということで、そうにもならないと思います。

そういうことについては、特に今、健康推進課の保健師等々、これに深くかかわっておりますので、この辺は徐々にその辺を自覚していただくという言葉は悪いんかもしれませんが、子どもさんのことを知っていただいて、徐々にそういう支援を受けられるように、心のケアとかそういう部分も合わせてやっていけるようにしなければいけないと。この辺はとっても大事なことやと思っておりますので、心して取り組んでいきたいと思っております。

次に、サービス利用計画をどこが立てるんですかという御質問でございますけども、18歳以上の障害者及び居宅介護に利用されてる障害児さんにつきましては、事業所の所在地の市町村が新たに指定する特定相談支援事業者というのを今後指定していくわけなんですけど、することになっています。

また、通所サービスに関しましては、障害児相談支援事業者がつくりなさいと法はかわろうとしてるようです。

先ほども申しましたが、事業者がすぐあるというわけではないので、今後、事業者の体制を整えて、それぞれ事業者さんも頑張ってもらえるようにお願いせないかんし、頑張ってくれるものと思いますが、その辺を今後、市に申請されてきた場合、十分内容を審査させていただいて、そしてその事業者がその能力を有し、適正であるとすればその方々でやっていかなければいけないと思いますが、当然、先ほども申しましたように、その間のつなぎは市できっちりやらなければいけないと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（西川泰弘君） 再々質問ありませんか。

14番 石井 仁君。

○14番（石井 仁君）（質問席） 答弁いただきまして、最後に市長にもお聞きをしたいと思うんですけども。

国政の動きというのはまだ不透明なところもありまして、障害者団体、また当事者の方

が求めているような、本当にその人たちにとって望ましい形になるのかどうか分からない中で、今現在、かつての自立支援法、現行制度ですけれども、現行の自立支援法に基づく改正がされてきて、次どうなるかという状況で、今、部長から答弁いただいて、どうか変わろうとも市としてもきちんと保健師さんの対応、また障害福祉課が対応していきたいということで答弁いただいたわけですが、今後変わっていくだろうという中で、紀の川市の障害者施策が後戻りせずに、障害児と障害者、その家族に寄り添った対応を引き続きしていくのかどうか、その点お聞きをしたいと思います。

○議長（西川泰弘君） 市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石井議員の障害者の今後の国の動向を見ながら、市としてどうしていくのかと。

私は、今の国の状況が自立支援法がいろいろと改正されているということの中ではありますが、先ほど部長から答弁のあったとおり、流れというものは余りかわらないのではないかとこの中で、市独自でということには、まだ国の動向を見ながら、また近隣市町等の取り組みを見ながら、紀の川市がおくれを取らないように進めていくことが大事ではないかなと思っておりますので、議員各位もいろいろと御指示、御支援をいただきながら、この障害者の問題に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（西川泰弘君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（西川泰弘君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

なお、あすは議案精査のため休会とし、3月2日金曜日午前9時30分から再開いたします。

御苦労さんでした。

（散会 午前11時07分）